

資 料

1. 2019年度コミュニティ福祉学研究科修士論文・博士論文タイトル一覧
2. 立教大学コミュニティ福祉学部・研究科 倫理指針
3. 立教大学コミュニティ福祉学部・研究科 研究倫理委員会運営規定
4. コミュニティ福祉学部倫理指針に係る研究・実験計画審査の流れ
5. 学部紀要編集・執筆要綱

◆ 2019年度コミュニティ福祉学研究科修士論文タイトル一覧 ◆

執筆者	論文題名	主査
鈴木 瑠偉	アメリカンフットボールの投球における指先接触解析手法の開発と妥当性検証	石井 秀幸
飯田 天露	キリスト教会を基盤とした移住外国人家族への支援とコミュニティ—生活課題解決の担い手としての教会の役割—	三本松 政之
木佐貫 眞子	都心部における地域での児童虐待防止体制のあり方について—児童相談所移管と子育てひろばに着目して—	平野 方紹
加藤 森	総合型地域スポーツクラブによる地域コミュニティ形成に関する研究—クラブ会員の意識・行動の変容に着目して—	松尾 哲矢
中島 輝	「自治」からみた運動部活動における自主性・主体性形成に関する研究—A高校水泳部の事例から—	松尾 哲矢
宮谷 愛結実	イマジナリーコンパニオン体験に関する実態調査—体験者の特徴と将来的な影響および周囲の認識についての考察—	杉山 明伸

◆ 2019年度コミュニティ福祉学研究科博士論文タイトル一覧 ◆

執筆者	論文題名	主査
奇二 正彦	スピリチュアリティと自然体験との関係	濁川 孝志
柳 姫希	韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動と「あいまいな当事者性」戦略—エンパワメントの視点からの考察—	三本松 政之
竹田 幹雄	大都市における複合的支援ニーズに対するサービス共有システムの連携に関する研究—高齢者医療・介護、医療的ケア児支援、高齢障害者支援に着目して—	平野 方紹
鍛冶 智子	知的障害者の地域生活支援における「ケアの多元的社会化」—親からの自立としての「脱家族」の再考—	三本松 政之
坂内 くらら	演奏不安の構造の検討—熟練した演奏者のメンタルヘルスの向上に向けて—	大石 和男
木村 駿介	共食と精神的健康の関連—共食の質的側面に注目して—	大石 和男

立教大学コミュニティ福祉学部・研究科 倫理指針

立教大学コミュニティ福祉学部・研究科（以下、「学部・研究科」と記す。）は、「いのちの尊厳のために」という理念のもと、社会福祉学、コミュニティ政策学、スポーツウエルネス学、福祉人間学などからなる学際的な視角から福祉について総合的に研究し教育する場である。学部・研究科に所属する者は、研究および教育の場において、すべての人間の尊厳を認めることは無論のこと、いのちあるものすべてに対して、さらにはいのちを育むすべてのものに対して、最大限の敬意を払わなければならない。

こうした趣旨のもと、立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針（以下、「倫理指針」と記す。）を定めることとする。学部・研究科に所属する者は、あらゆる研究教育活動において、「いのちの尊厳のために」という理念を行動の規範とし、自らの営為がもたらす結果に対して責任をもたなければならない、その具体的個別的な判断が問われる場合には、倫理指針に従うこととする。そして倫理指針を的確に運用するために、倫理委員会を設置する。当委員会の運営規定については別に定めることとする。

以上のように、学部・研究科に所属するすべての構成員に倫理指針を遵守する義務があるが、とくに教員は、自らこの倫理指針を遵守するだけでなく、学生・大学院生の主査・副査を務めるに際して、倫理指針に基づいて調査研究がおこなわれるよう指導する義務も負うこととなる。そしてこのことは、倫理委員会の業務に先立っておこなわれることが原則である。

倫理指針を作成するにあたって、「日本社会福祉学会研究倫理規定」（2006年4月1日施行）を主たる典拠とし、「立教大学現代心理学部心理学研究科 倫理綱領および行動規範」（2007年6月12日施行）をも参照した。

第一条【総則】 学部・研究科に所属する者は、以下を前提とした上で、学問の自由を保持しなければならない。

2. 学部・研究科に所属する者は、一市民として、各種法令を遵守しなければならない。
3. 学部・研究科に所属する者は、各人が拠って立つ学問領域の倫理指針を遵守しなければならない。
4. 学部・研究科に所属する者は、個人や集団を研究対象とする場合、その行動規範・習慣・文化・価値観を尊重しなければならない。
5. 学部・研究科に所属する者は、研究過程および結果の公表にあたって、良識と倫理が要請されることを自覚し、上記3項はもとより、「いのちの尊厳のために」という理念のもと、以下

に定める諸規定に則して行動しなければならない。

第二条【調査研究】 参与観察をおこなう場合はもとより、インタビュー調査やアンケート調査をおこなう場合にも、自身が関与することによって調査対象となる人間・組織・地域等、さらにそれを取り巻く環境にさまざまな影響が及ぼされることを常に自覚しなければならない。

2. 調査をおこなう際、調査対象となる人間・組織・地域等に最大限の敬意を払うとともに、調査結果を公表する際にはプライバシーに配慮し、調査対象から名称を明記する許諾を得ている場合をのぞき、匿名性を保持しなければならない。
3. 研究会やゼミ、あるいは福祉実習やインターンシップにおけるケースカンファレンスのように、情報の受け取り手が限定された場においては、実名を用いた発表も認められるが、その際は参加者全員に守秘義務が課せられる。
4. 匿名性を保持するために何らかの加工を施した場合、それが如何なる加工であるかを、可能な範囲で公表時に明記しなければならない。
5. 地域、組織や団体の名称を明記する必然性がある場合、また特定個人に関しても個人名を明記する必然性がある場合、予め許諾を得ておくことは当然であるが、その許諾を文書の形にすることが望ましい。そして以上の手順を踏んだことを、公表時に明示しなければならない。
6. 調査をおこなう場合、調査の目的と手順を、対象となる人間・組織・地域等に予め明示しなければならない。さらに調査によって得たデータを論文等の形で公表することの許諾を得ておくことは当然であるが、その許諾を文書の形にすることが望ましい。そして以上の手順を踏んだことを、公表時に明示しなければならない。
7. 調査をおこなう場合、質問紙の文言や質問事項が、対象となる人間・組織・地域等の人権・名誉・プライバシー・機密等を侵害するものであってはならない。
8. 開示要求に応えるべく、調査によって得られたデータは、論文等にて公表する以外のデータも含めて、研究成果の発表後、最低1年間は保存しなければならない。質問紙を用いる場合は、記入済みの用紙をすべて、最低1年間は保存しなければならない。また調査の過程で入手した画像（静止画・動画）や音声情報も、最低1年間は保存しなければならない。

第三条【実験研究】 心理学的手法や生理学的手法に依拠した実験をおこなう場合、各種法令を遵守し、対象者の人権を守らなければならない。

2. 実験をおこなう場合、被験者に実験の目的および手順を予め示し、実験に協力する旨の許諾を文書の形で得なければならない。そしてこの手順を踏んだことを、公表時に明示しなければならない。
3. 開示要求に応えるべく、実験によって得たデータは、論文等にて公表する以外のデータも含めて、発表後、最低1年間は保存しなければならない。
4. 動物実験を実施するにあたっては、2006年6月1日施行の「厚生労働省の所管する実施機関

における動物実験等の実施に関する基本指針」に準拠しなければならない。

5. 野生動物を用いた実験をおこなう場合、対象となる動物に対してだけでなく、生態系に対して十二分の配慮を払わなければならない。

第四条【引用・参照】 研究は、先行研究の上に新たなる知見を積み重ねる営為である、従って、各人が研究する領域の先行研究を常に調べ、視野に入れておくことが必須である。

2. 先行研究の文章やデータを引用ないし参照する場合は、原著者名・文献名・発行元・発行年・引用ないし参照する箇所を明示しなければならない。先行研究において提唱された概念を採用する場合も同様である。ただしその概念が、各人が所属する学問領域において周知の専門用語となっている場合はこの限りではない。
3. 長文にわたって引用したり、図表を転載する場合は、原則として、著作権者からの許諾を得なければならない。
4. 引用や参照は原典主義を貫かなければならない。いわゆる「孫引き」は、研究者倫理として許されない行為である。
5. インターネット上のデータや文章を引用ないし参照する場合には、細心の注意を払わなければならない。原則として信頼すべき機関・組織・団体・地域によって公表されている一次データや文章以外は用いてはならず、しかも同じ内容の記された文字文献が存在する場合には、文字文献に依拠することが望ましい。なお引用や参照の対象がインターネットにしか存在しない場合は、その旨を明示し、URLとともに転載した年月日を明示しなければならない。

第五条【投稿・発表】 原著論文の投稿にあたっては、二重（多重）投稿してはならない。

2. 学会や研究会にて発表する場合にも、上記第一条～第四条の規定を遵守しなければならない。

第六条【外部資金の使用】 外部資金を用いて研究する、ないしは教育活動をおこなう場合、申請目的と予算に合致した形で使用しなければならない。予算に計上した費目以外の目的のために使用する際には、外部資金提供者および本学の外部資金担当部署と協議し、しかるべき手続きをとらなければならない。

2. 支出に関する領収書など証憑の整理保存に努め、会計を明確にしなければならない。
3. 資金（研究費）の不正な使用は、研究者倫理に対する最も重大な違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。

第七条【共同研究・プロジェクト】 共同研究・プロジェクトを実施する場合、その構成員は、研究目的に合致した領域の者でなければならない。

2. 共同研究・プロジェクトの組織運営および会計は民主的になされなければならない、構成員の一部に過重な負担を掛けるものであってはならない。

3. 共同研究・プロジェクトで得た成果の公表にあたっては、各構成員が成果への貢献度に応じた取り扱いを受けるよう、慎重な配慮が施されなければならない。

第八条【人権擁護】 学部・研究科に所属する者は、性別・性的指向・年齢・家庭環境・民族的背景や思想信条の相違、しょうがいの有無などをめぐる差別的な言動を慎重に謹むとともに、社会的に不適切とされる用語や表現を使用してはならない。ただし引用文に記載された語句に関してはこの限りではないが、その場合にも引用する必然性がなければならない。

2. 学部・研究科において、あるいは上記の共同研究組織において、上位の権限・権威・権力を有する者が、下位の者に対して、研究・教育・資格附与・昇格・予算配分などにおいて、不当なる処遇をおこなったり、不利益を与えるようなことはあってはならない。
3. 学部・研究科に所属する者は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメントはもちろんのこと、他者に対する如何なる形のハラスメント行為もしてはならず、またそうした行為を見過ごしてはならない。
4. 学部・研究科に所属する者は、上記の差別的、ハラスメント的な用語・表現・言動への理解を常に深めていかなければならない。

附則

1. 倫理指針の改廃は立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、学部長がこれをおこなうものとする。
2. 倫理指針は2009年6月24日をもって施行する。

立教大学コミュニティ福祉学部・研究科 研究倫理委員会運営規定

第1条【研究倫理委員会の設置】 立教大学コミュニティ福祉学部・研究科（以下、「学部・研究科」と記す。）は、「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針」（以下、「倫理指針」と記す。）を的確に運用するために、教授会のもとに研究倫理委員会（以下、「委員会」と記す。）を設置する。

第2条【趣旨】 委員会は、学部・研究科における倫理指針の遵守を促し、違反行為を防止することを主たる目的とするが、もし倫理指針に違反する行為が生じた場合、本運営規定（以下、「運営規定」と記す。）に定められた手続き等を速やかにおこなうものとする。なお運営規定を作成するにあたって、「立教大学現代心理学部心理学研究倫理委員会規定」（2007年4月1日施行）および「日本社会福祉学会 研究倫理委員会規定」（2008年1月1日施行）を主たる典拠とした。

第3条【委員会の構成】 委員会は次の構成委員をもって組織する。

- (1) コミュニティ福祉学部学部長・研究科委員長（以下、「学部長」と記す。）の指名する委員長1名をおく。
- (2) 委員（以下、「委員」と記す。）は若干名とし、委員長と協議の上、学部長が指名する。
- (3) 委員長および委員の任命にあたっては、教授会の承認を必要とする。
- (4) 委員長および委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

第4条【委員会の運営】 委員会は、委員長が召集する。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
3. 議決にあたっては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし可否同数のときは、委員長の裁定するところによる。

第5条【委員会の業務】 委員会は第1条に基づき、以下の各号に掲げるものを主たる業務とする。

- (1) 学部・研究科に所属する者から申請された、研究計画や研究成果物をめぐる倫理指針準拠保証書の作成。
- (2) 第14条にて定義する違反事項への調査および報告書の作成。
- (3) その他、倫理指針の改正に関する事項など、教授会や委員会が必要と認める業務。

第6条【倫理指針準拠の保証書】 委員長は、次の各号に掲げる目的のための請求がなされた場合、委員会の審査結果に基づく倫理指針準拠保証書等を発行することができる。

- (1) 学術雑誌等への投稿に際して、倫理指針準拠保証書等の提出を求められる場合。
- (2) 研究機器・薬品等の購入・使用に際して、倫理指針準拠保証書等の提出を求められる場合。
- (3) その他、研究計画ないし研究成果物に関して、倫理指針準拠保証書等が必要とされる場合。

第7条【審査の申請】 申請者は、審査申請書（別記第1号様式）を委員長宛に提出する。

2. 委員長は、前項の申請がない場合でも、必要があると認めるときには、研究計画または公表を予定する研究成果物について、申請書の提出を求めることができる。
3. 委員長は、前2項に基づく申請について、速やかに委員会に諮問するものとする。

第8条【倫理指針準拠の審査】 委員会は、研究計画や研究成果物をめぐる倫理指針準拠の保証を、学部・研究科に所属する者から申請された場合、倫理指針に則しているか否かの審査にあたる。

2. 査読等の予備審査は、申請された計画や成果物の領域に近い学部・研究科の構成員1名に委託することを原則とする。その際に謝金等は考慮しない。学部・研究科の倫理的水準を高めることは、すべての構成員に課せられたものだからである。
3. 当該領域に近い構成員が存在しない場合には、学部・研究科外の人員に査読を託すこともあり、その際に謝金等が発生する場合は、学部・研究科にて予算措置をおこなう。
4. 審査にあたっては、倫理指針全般に依拠しているか否かを問うが、ことに以下の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 研究の対象となる個人や組織、地域の構成員に対する人権擁護。
 - (2) 対象となる個人や組織・地域の構成員に関して、研究によって生じうる不利益や危険性の回避。
 - (3) 研究の目的や手続きに関して、対象となる個人（必要な場合はその家族・遺族または保護義務者）や組織・地域の理解を求め、同意を得る手続き。
 - (4) その他委員会において、倫理上の配慮が必要と認められる事項。

第9条【倫理指針準拠を保証する審査の手続き】 審査の申請がなされた時、委員長は速やかに委員会を招集して査読等の予備審査にあたる者（原則として1名）を決定し、査読等の調査依頼をおこなう。

2. 委員会での最終審査は、査読等の予備審査の結果報告をもとに審議し、出席委員の3分の2以上の合意を必要とする。
3. 審査の最終決定を下すまでの期間は、400字詰め原稿用紙100枚につき1か月をおおよその目安とする。

4. 最終審査の結果は、次の各号に掲げる表示によっておこなう。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 加筆修正ないし再手続きの勧告
- (4) 不承認

第10条【判定の通知】 委員等は、審査終了後、直ちに当該申請者に対して審査結果通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2. 前項の通知にあたり、判定が第9条第4項の第2号、第3号、第4号のいずれかに該当する場合、審査結果通知書に理由等を明記しなければならない。

第11条【異議の申立】 申請者は、第10条第1項による通知に対して異議のある場合、一回を原則として再審査を求めることができる。この場合、審査結果通知書を受領した日の翌日から14日以内に、異議の根拠となる資料等を添付のうえ、異議申立書（別記第3号様式）を学部長に提出することとする。

2. 学部長は、異議申立書を受領した後、速やかに委員長に対して、委員会において再審査するよう依頼する。

3. その際、委員会は、初回の査読等の予備審査を担当した者とは別個の者に、改めて査読等の予備審査を依頼する。

4. 委員会は、上項に定めた予備審査の結果をもとに、再審査をおこなう。

5. 委員長は、再審査の終了後、直ちに当該申請者に対して、再審査結果報告書（別記第4号様式）により通知するものとする。

6. 再審査の結果は、次の各号に掲げる表示によって行う。

- (1) 承認
- (2) 条件つき承認
- (3) 加筆修正ないし再手続きの勧告
- (4) 不承認

第12条【研究計画の変更時】 申請者が途中で研究計画を変更しようとする場合には、遅滞なく研究計画変更届（別記第5号様式）を委員長に提出しなければならない。

2. 委員長は、前項の報告について必要性を認めるときは、委員会を招集して審議をおこなう。

3. 委員長は、審査終了後、直ちに当該申請者に対して審査結果通知書（別記第6号様式）によって通知するものとする。

4. 申請者は、第12条第3項による通知に対して異議のある場合、一回を原則として再審査を求めることができるものとし、その際の手続きは、第11条に準ずることとする。

第13条【第三者による倫理指針違反の申立】 学部・研究科に所属する者の調査・研究・教育課程ないし研究成果物に対して、第三者から倫理指針違反の疑義が出された場合、委員会は、第5条第1項第2号に記された業務を速やかに果たさなければならない。

2. その際の「倫理指針違反行為」(以下、「違反行為」と記す。)は、原則として第14条に掲げられた各号に該当するものとする。

第14条【違反行為の定義】 違反行為とは、研究・教育の過程、および研究成果を論文等として執筆したり公表する過程において生ずる、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 研究や教育をおこなう過程において対象となる人間や組織・地域の人権や名誉を傷つける行為・機密事項の漏洩、ハラスメント行為。
- (2) 研究成果を論文等として執筆したり公表するさいのデータ、情報、調査結果等の捏造や改竄。
- (3) 研究成果を論文等として執筆したり公表するさいの匿名性保持への違反。
- (4) 先行研究からの盗作もしくは剽窃。
- (5) 上記第1号から第4号に準ずる第三者が判断した行為。
- (6) 前各号に掲げる行為を疑われた証拠の隠滅または調査への妨害。

第15条【違反行為の申立】 違反行為を発見した者、または違反行為の疑義を覚えた者は、顕名を原則とする申立書を学部長ないし委員長に提出することができる。申立書の書式は特に定めない。

2. 学部・研究科に所属する者は、前項の申立をおこなう権利を有するとともに義務を負う。
3. 匿名による申立があった場合の取り扱いは、学部長の判断に委ねる。
4. 違反行為の申立をした者に対して、申立を理由として不利益を被らないよう、最大限の配慮を施さなければならない。

第16条【違反行為の疑義をめぐる審査の手続き】 審査の申立がなされた時、委員長は速やかに委員会を招集して、違反行為の有無を審査する手続きに入ることとする。

2. 委員会は、前項の審査のために、特別調査委員会を設置する。
3. 原則として特別調査委員会のメンバーは3名とし、委員会から1名、委員会以外の学部・研究科の構成員から2名を委員長が指名する。
4. 特別調査委員会の委員長は、当該委員会の互選によるものとする。
5. 特別調査委員会は、必要に応じて、学部外の研究者を特別委員として招聘することができる。
6. 特別調査委員会の設置、および構成メンバーの決定には、教授会の承認を必要とする。
7. 特別調査委員は、必要に応じて、疑義を申し立てられた者、および疑義を申し立てた者から別個に事情聴取することができる。

8. 委員会は、特別調査委員会からの報告書を受けて、最終決定を下すものとする。
9. 審査の最終決定を下すまでの期間は、400字詰め原稿用紙200枚につき1か月をおおよその目安とするが、急を要する場合にはこのかぎりではない。
10. 最終報告書は、特別調査委員会の報告書をもとに審議を重ねた上で、委員長が指名した委員が作成する。
11. 最終報告書を議決するにあたっては、出席委員の3分の2以上の合意を必要とする。
12. 委員長は、審査の終了後、速やかに審査結果を学部長を通して教授会に報告する。

第17条【不服の申立】 違反行為と教授会にて裁定された者は、一カ月以内を原則として、学部長ないし委員長に、根拠となる資料等を添付のうえ、不服の申立をおこなうことができる。

2. 不服の申立がなされた場合、委員会は、速やかに再審査をおこなうものとする。
3. 再審査を始めるにあたって、委員会は、すでに設置された特別調査委員会に新たに2名を加え、再調査を依頼する。
4. 再審査の過程は、第16条第4項～第11項に準ずるものとする。
5. 委員長は、再審査の終了後、速やかに再審査結果を学部長を通して教授会に報告する。

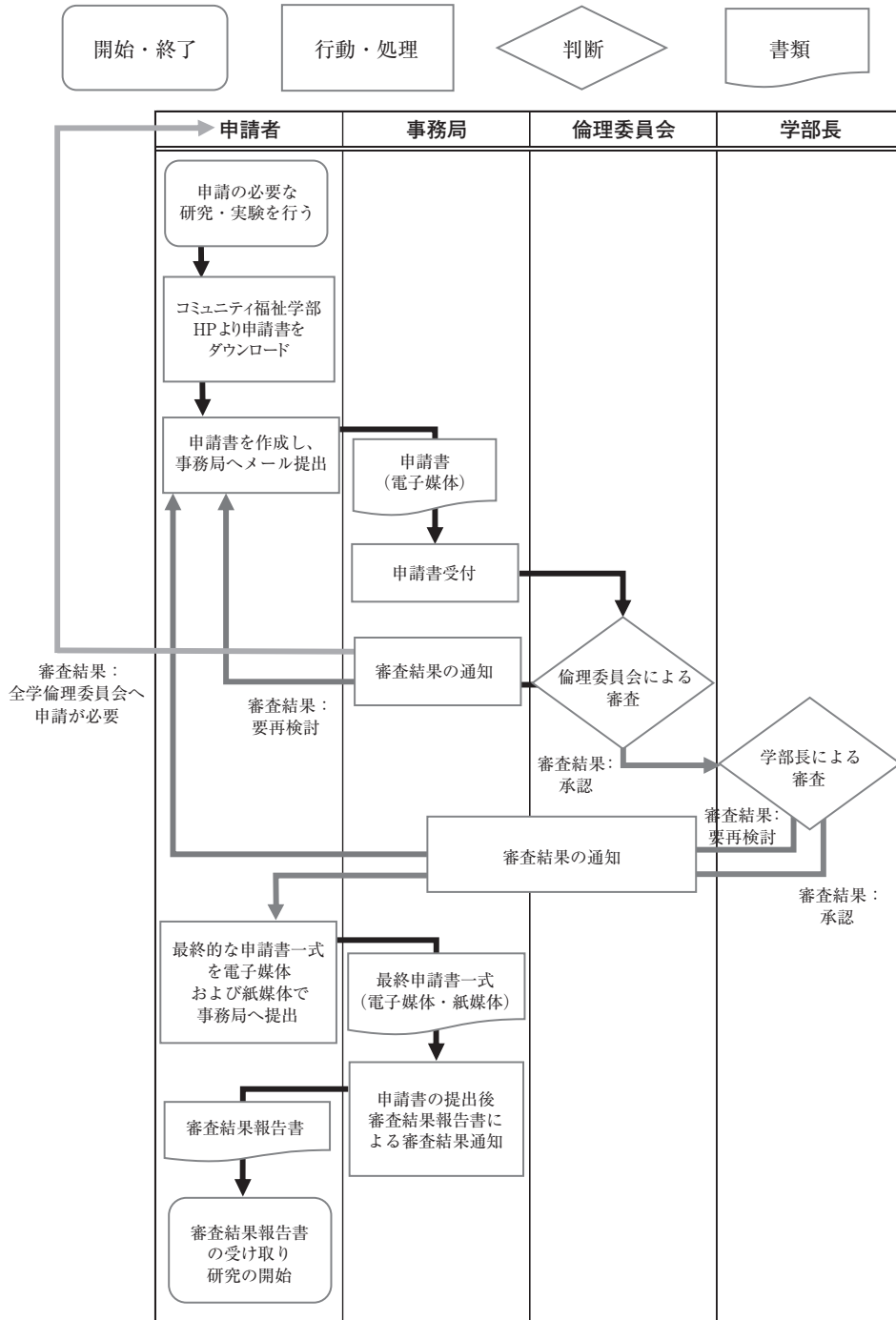
第18条【守秘義務】 委員会の委員は、第16条・第17条に基づいて設置される特別調査委員会の委員も含め、調査・審査の過程で知り得た秘密を不必要に漏洩してはならない。

2. 審査の経緯は記録として保存するが、公表しないことを原則とする。

附則

1. 運営規定の改正は立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、学部長がこれをおこなうものとする。
2. 運営規定は2009年6月24日をもって施行する。

コミュニティ福祉学部倫理指針に係る 研究・実験計画審査の流れ



学部紀要編集・執筆要綱

I. 編集要綱

1. 紀要の名称

『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』とする。

2. 体裁

B5判横書きとする。

3. 編集

紀要委員会は、掲載する原稿の選定を行い、編集に関する責任を負う。

4. 原稿の種別

本誌に掲載する原稿の種別は、次の各号に挙げるものとする。

①論文、②研究ノート、③書評、④翻訳、⑤教育研究活動の報告、⑥修士論文題目一覧・博士學位請求論文題目一覧、⑦その他、紀要委員会が掲載を認めたもの

5. 執筆者の資格

- 1) 本誌の執筆者は、原則として学部専任教員（コミュニティ福祉研究所所員等を含む）とする。
- 2) 客員研究員（元客員研究員を含む）が執筆の場合や専任教員以外の者との共同執筆の場合には、紀要委員会の承認を受けることとする。

II. 執筆要綱

1. 原稿の種類と制限枚数

掲載原稿の種別を論文、研究ノート、書評、その他紀要委員会が認めたものとし、それぞれの分量を次の通りとする。

- 1) 原著論文は、図表を含めて12,000字～20,000字（400字原稿用紙30枚～50枚）とする。なお、外国語原稿（アルファベットなど）の場合は、図表を含めて1ページにつき65 strokes 25lines にてA4判22.5枚～37.5枚とする。
- 2) 研究ノートは、1) に準ずる。
- 3) 翻訳は、1) に準ずる。

4) 書評、その他は、2,000字（5枚）程度とする。

2. 研究ノート、その他

研究ノート、その他には、研究上の問題提起、内外の動向紹介、研究プロジェクトの経過報告、調査報告、他の著書・論文への批判・反論等を含む。

3. 原稿の形式

原稿はすべて横書きとする。

日本語原稿に関しては、A4判用紙に40字×30行で印字したワープロ原稿が望ましい。

4. 文体

文体は原則として口語体の「である調」とし、文字は新かなづかい、当用漢字とする。

5. 章立て

章節の立て方は、原則として次の通りとする。

- 1) 章に当たるもの I. II. III. (ローマ数字)
- 2) 節に当たるもの 1. 2. 3. (算用数字)
- 3) 項に当たるもの 1) 2) 3) (算用数字、半角)
- 4) 以下、① ② ③

6. 注

注は脚注とせず文末にまとめることとする。

本文中の注番号は、該当箇所の右肩に (1) (2) (3) (半角) で表示する。

7. 参考文献

参考文献は論文の最後に列挙することとする。

表記の方法は原則として以下の通りとする。

尾崎 新 (1999) 『「ゆらぐ」ことのできる力』誠信書房。

岡田 徹 (2005) 「コミュニティ福祉学とは何か」岡田徹・高橋紘士編『コミュニティ福祉学入門』有斐閣。

橋本正明 (2002) 「介護保険 いくつかの視点からの現状評価」『コミュニティ福祉学部紀要』第4号, pp.3-18。

Kendall, Jeremy (2003) *The Voluntary Sector*, London: Routledge.

Lewis, J. (2004) "What is new labor? can it deliver on social policy?" J. Lewis and R. Surender eds., *Welfare State Change: Towards a Third Way?* Oxford: Oxford University

Press.

Archambault, E. (2001) "Historical roots of the nonprofit sector in France", *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, vol.30, no.2, pp.204-220.

インターネット掲載ページの場合は、そのページのタイトル、URL、および最終確認日を明記する。

(例) United Nations (2010) *Human Development Report 2010*,

<http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/> (2010年4月7日)

8. 引用方法

本文または注においてほかの文献の記述を引用する、または参照する場合は、その出典の記載は原則として以下の通りとする。

(尾崎 1999: 124) ; (Kendall 2003: 26)

(Giddens 1999=2001: 21) : 訳書のページ数を示す場合

(Giddens 1999: 19=2001: 21) : 原書と訳書のページ数を示す場合

ただし、前後関係から判断して、以下のようにしてもよい。

(例 本文において) ……と思われる。ところで、Kendall (2003) によれば……。

9. 図・表

図・表は図1、表1のように記入し、原稿に挿入すべき場所を指定し、また別の用紙に図・表を添付すること。

図・表を他の著作物から転載する場合には、出典を図・表の下に明示すること。

なお複雑な図表や写真が多い場合、紀要委員会の審議により、執筆者が実費を負担することがある。

10. 英文要約

原著論文には英文またはその他の外国語のタイトル、および要約（原則として、英文200語以内）を添付すること。

11. キーワード

原著論文には、英文要約の下に、内容を表す英語のkey wordを3~5個程度付けること。

12. 投稿の申し込み

執筆者は、所定の申込用紙に執筆者名、題目、原稿予定枚数、図表数、希望抜刷数等を記入し、所定の期日までに紀要委員会へ提出すること。

13. 原稿の提出方法

原稿は紙媒体のものとデジタルの両方を、紀要委員会事務局へ提出すること。
デジタルデータは、原則として電子メールに添付する方法で提出する。

14. 著作権の帰属

本紀要に掲載された論文、抄録の著作権は〈立教大学コミュニティ福祉学部〉に帰属する。ただし、著者が著者自身の研究・教育活動に使用する際は、許可なく使用することができるものとする。

15. オンライン公開

掲載原稿については、PDF化してリポジトリに登録し、全文をオンライン上に公開する。

本要綱は、1998年7月10日、立教大学コミュニティ福祉学部研究紀要委員会によって作成された。

2009年9月30日、立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、一部を改訂した。

2010年11月10日、立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、一部を改訂した。

2011年5月11日、立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、一部を改訂した。

2011年10月26日、立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、一部を改訂した。

2012年6月13日、立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、一部を改訂した。

2018年11月7日、立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、一部を改訂した。